

愛知県立時習館高等学校附属中学校における 弁当納入業務委託に係る質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	説明会において、配膳室の見学は可能か。見学できない場合、配膳室の図面を提示していただけないか。	現在工事中のため、現時点において現場を見学いただくことはできない。 配膳室の図面については、募集要領等に追加掲載させていただいた「学校敷地内配達ルート」のウの図面を参考にしていただきたい。なお、配膳室内には、冷蔵庫、冷凍庫及び検収机を配置する予定である。
2	企画提案書への記載内容は、順不同で問題ないか。	評価項目の内容が網羅されていれば、順不同である。
3	食材費の徴収の方法については、委託者と協議のうえ決定することとする、とあるが、評価項目には食材費の徴収方法が記載されている。これは、企画提案書において、入札者の知見や計画性を確認するが、落札後に実際の方法について決定するという理解でよいか。	お見込みのとおりである。 企画提案の時点では、業者として対応可能となる方法をお示しいただきたい。 それを基に、契約業者候補決定後に協議を行い徴収方法を決定する。
4	仕様書11施設及び備品の(2)一覧の中に汁物に関する記載がないが、評価項目には汁物の提供について評価基準が定められている。仕様書11施設及び備品の(2)一覧は最低基準であり、事業者の提案を確認し、落札後、受託者の責にて備品の準備を行うとの理解でよいか。	仕様書11施設及び備品の(2)については、参考として記載している。実際に使用する備品については、業者にて判断いただきたい。 汁物の提供については、必須とはしておらず業者から提案いただくことを可能としているため、提供可能となる場合は企画提案でお示しいただきたい。
5	委託者への引渡しについて、一般的な市立の小中学校における配膳員の記載がない。委託者への引渡しとは喫食する生徒への引渡しを指し示し、配膳員は事業者が手配するとの理解でよろしいか。	仕様書9(5)アに記載しているが、弁当の引渡しから回収までの間に学校内で発生する業務については、学校で対応するため、本契約の業務外としている。 そのため、配膳員の手配は不要である。
6	契約満期後は再度入札が行われるのか、その他の方法となるのか知りたい。	本契約の満期後については、再度入札を行う予定はない。 現時点では、豊橋市から給食の提供を受けられるよう検討している状況である。
7	契約満期後に食缶による配膳形式で給食を提供するのであれば、本契約の業務も弁当ではなく、食缶による配膳形式にすると運用が同じとなるためよいかと思うがいかがか。	給食時間も限られていることから、本業務においては弁当形式で生徒へ提供を行う。
8	企画提案書にA4との指定があるが、献立表は大きく表示した方が見やすいため、A3で印刷したものを持ち畳み、A4サイズに合わせる方法で提出することは可能か。	可能である。